# 【新規承認・承認更新の手続きフロー図】

（別紙２）

【新規承認】 　 【承認更新】

工務部 土木施設課（技術監理担当）

申請者より

承 認 申 請・更 新 申 請

（有効期限：承認日から満５年）

（通　知）

★承認申請書類（別紙１）は土木施設課（技術監理担当）で受理、

土木施設課（技術監理担当）は承認用チェック用紙（様式－５）に基づき書類審査

審査

★【審査】

・作業部会にて新規承認・承認更新等の第１次審査

・分科会審査

（申請書類の報告）

（会社検査の是非）

（会社検査員の選定等）

管路資材分科会

（作 業 部 会）

会社検査免除の場合

★会社検査実施の決定

・申請者は会社検査願（別紙１、様式－６）を工務部 土木施設課（技術監理担当）へ堤出

申請者より会社検査願提出

★土木施設課（技術監理担当）は会社検査願書類の書類審査

★工務部 土木施設課（技術監理担当）は申請者と検査年月日、検査内容、方法等の調整

審査

★土木施設課（技術監理担当）で決裁手続

会社検査実施の決議

★承認用チェック用紙（様式－７）に基づき会社検査

（書類上の検査及び継手の実地作業等現場検査）

会社検査実施

★検査員→工務部 土木施設課（技術監理担当）→分科会

会社検査実施報告書提出

★【審査】

・作業部会審査　・分科会審査

（会社検査の報告）

管路資材分科会

（作 業 部 会）

★土木施設課（技術監理担当）で決裁手続

・決裁にて資材等審査委員会委員長及び管路資材分科会各委員へ報告。承認の決定

★土木施設課（技術監理担当）で決裁手続

承認決裁

申請者・関係先に通知

★会社検査を行う必要がなく、管路資材分科会で特に検討すべき事項が無い場合は、承認決裁の回議を管路資材分科会審議と兼ねることが出来る。